

広島高速5号線トンネル安全検討委員会設置規約

(名称)

第1条 本会は、広島高速5号線トンネル安全検討委員会（以下、「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は広島高速5号線トンネルに係る「地域の住民生活等の安全性を確認する」ため、高速5号線トンネルの建設に伴う地表面沈下や土砂災害等の周辺地域への影響について、公正・中立な立場で客観的データに基づき、科学的に審議・検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、次の事項について検討を行う。

- (1) 詳細な地質調査等の方法
- (2) 地質調査等の結果整理・評価
- (3) トンネル施工に伴う地表面沈下の解析及びその対応策
- (4) トンネル施工に伴う斜面崩落や植生への影響の可能性
- (5) その他、前条の目的のため、委員会が必要と認めるトンネルに関する技術的事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・専門家等からなる委員で構成する。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がこれを代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員長は、第2条の目的が達成できないと認められる場合には、委員会の同意を得て、委員会を打ち切ることができる。

(委員の義務)

第6条 委員は、公正・中立な立場で客観的データに基づき、科学的に審議・検討を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上の地位を政治的目的、営利的目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(情報公開)

第7条 委員会は原則公開とし、情報公開に関する方法については別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の審議・検討を円滑に進めるために事務局を置く。

2 事務局は、広島県土木局道路企画課、広島市道路交通局道路部道路計画課及び広島高速道路公社建設部建設第一課とする。

3 事務局は、公正・中立な立場で次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 委員会で審議・検討を行うために必要となる調査、資料作成及びその説明
- (2) 委員会開催の日程調整及び会場設置
- (3) 議事録の作成
- (4) その他委員会に係る庶務

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な項目は、その都度委員会において定める。

附則

この規約は、平成21年8月31日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年7月9日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年7月1日から施行する。

別表 「広島高速5号線トンネル安全検討委員会」の構成

氏名	所属・役職
朝倉俊弘	京都大学大学院工学研究科 教授
大島洋志	首都大学東京 客員教授
奥西一夫	京都大学 名誉教授
越智秀二	比治山女子中学高等学校 教諭
海堀正博	広島大学大学院総合科学研究科 教授
角湯克典	国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部 道路環境研究室長
金折裕司	山口大学大学院理工学研究科 教授
坂巻幸雄	元通産省地質調査所 主任研究員
柴崎直明	福島大学共生システム理工学類 教授
城間博通	西日本高速道路メンテナンス九州(株)保全事業本部 保全計画部長
関太郎	広島大学 名誉教授
中根周歩	広島大学 名誉教授
西垣誠	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授
山本春行	広島大学大学院国際協力研究科 教授
吉國洋	広島大学 名誉教授